

平成 26 年 5 月 23 日

「相続定期預金」の取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、平成 26 年 5 月 26 日（月）より「相続定期預金」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

本預金は個人のお客さまが相続によりお受け取りになったご資金をお預け入れいただく場合に、金利を上乗せする定期預金です。

あわせて、本預金をお預け入れいただいたお客さまが新たに貸金庫をご契約いただく場合、一定期間貸金庫手数料が無料になる特典もご用意しました。

記

1. 取扱期間

平成 26 年 5 月 26 日（月）～平成 27 年 3 月 31 日（火）

2. 取扱店舗

全店（ISB を除く）

3. 「相続定期預金」商品概要

対象者	金融機関（当行以外の金融機関含む）での相続手続き完了後 1 年以内に、相続により取得した資産を原資としてお預け入れいただく個人の方
対象商品	スーパー定期、スーパー定期 300
預入期間	3 ヶ月・6 ヶ月・1 年
預入金額	300 万円以上 1 億円以内 ※1,000 万円以上のお預け入れの場合は、1,000 万円未満の複数口での作成となります。
適用金利	3 ヶ月：店頭表示金利＋年 1.00% 6 ヶ月：店頭表示金利＋年 0.55% 1 年：店頭表示金利＋年 0.30% ※ 上記金利は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日における店頭表示金利を適用します。
預入方法	店頭でのお預け入れに限ります

本商品の詳しい内容及びご留意事項はこちらでご確認ください。→ [相続定期預金](#)

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 松尾（寛）・松尾（な） TEL 092-476-2562